

報道関係者 各位

担当	令和7年12月25日 岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長 高居 功一 地方障害者雇用担当官 梅田 哲男 電話 058-245-1314
----	--

## 雇用障害者数16年連続過去最高を更新！

～・～ 令和7年 障害者雇用状況の集計結果を公表します ～・～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めていきます。

岐阜労働局（局長 原田浩一）では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

### 【集計結果の主なポイント】〔令和7年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値

＜民間企業＞〔法定雇用率2.5%〕

- ・雇用障害者数は、8,208.5人（前年比2.63%増加）、過去最高を更新。
- ・実雇用率は2.52%（2.53%）と前年比0.01ポイント低下【全国2.41%】
- ・法定雇用率達成企業の割合は54.3%（53.0%）と前年比1.3ポイント増加【全国46.0%】

＜公的機関＞〔同2.8%、岐阜県教育委員会は2.7%〕

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数168.0人（172.0人）、実雇用率3.03%（3.11%）
- ・岐阜県警察：雇用障害者数24.0人（22.0人）、実雇用率3.96%（3.64%）
- ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数370.5人（340.0人）、実雇用率2.38%（2.64%）
- ・市町村の機関：雇用障害者数777.0人（721.0人）、実雇用率2.82%（2.84%）  
→市町村の一部機関を除き法定雇用率達成。

＜独立行政法人等＞〔同2.8%〕

- ・雇用障害者数：61.5人（57.5人）、実雇用率2.23%（2.43%）  
→5法人中、未達成法人は4法人。

### 【岐阜労働局・ハローワークの取組】

＜民間企業＞障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の段階から採用後の職場定着まで、関係機関との連携のもと、一貫したチーム支援を実施し雇入れ支援等を強化している。障害者の雇用促進のため、各地域にて障害者就職面接会を開催。

＜公的機関＞雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう雇用指導を実施。未達成の解消に向けて引き続き支援や指導を実施していく。

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は8,208.5人で、前年より2.63%（210.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,888.0人（前年は3,844.5人、前年比1.1%増）、知的障害者は2,588.0人（同2,575.0人、同0.5%増）、精神障害者は1,732.5人（同1,578.5人、同9.8%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、2.52%（前年は2.53%）、法定雇用率達成企業の割合は54.3%（同53.0%）であった。

〔総括表の1、グラフ①②、詳細表①〕

#### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、企業規模で見ると、40.0～100人未満規模企業で1,642.5人（前年は1,497.5人）、100～300人未満で2,199.5人（同2,204.0人）、300～500人未満で731.5人（同685.5人）、500～1,000人未満で780.5人（同798.5人）、1,000人以上で2,854.5人（同2,812.5人）と100～300人未満及び500～1,000人未満以外の規模で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、企業規模で見ると、40.0～100人未満で2.34%（前年は2.28%）、100～300人未満で2.51%（同2.52%）、300～500人未満で2.30%（同2.28%）、500～1,000人未満で2.44%（同2.53%）、1,000人以上で2.73%（同2.77%）と、40.0～100人未満及び300～500人未満の規模は前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模で見ると、40.0～100人未満が52.6%（前年は51.2%）、100～300人未満が58.5%（同57.0%）、300～500人未満が46.1%（同44.7%）、500～1,000人未満が60.9%（同60.0%）、1,000人以上が51.7%（同51.7%）となり、1,000人未満の規模で前年を上回った。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

〔詳細表②〕

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別に雇用されている障害者の数をみると、「農林漁業」が25.0人、「建設業」が144.5人、「製造業」が2,602.5人、「情報通信業」が77.0人、「運輸業、郵便業」が723.5人、「卸売業、小売業」が853.5人、「金融業、保険業」が215.0人、「不動産業、物品賃貸業」が42.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が222.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が66.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が410.5人、「教育、学習支援業」が71.5人、「医療、福祉」が1,340.5人、「複合サービス事業」が161.5人、「サービス業」が1,251.5人、「その他」（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」）が2.0人で、「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業・物

品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業」で前年を上回った。

- ・ 産業別の実雇用率では、「不動産業・物品賃貸業」(2.76%) 「生活関連サービス業、娯楽業」(3.14%)、「医療、福祉」(3.03%)、「複合サービス事業」(2.71%)、「サービス業」(2.81%)の5業種が法定雇用率を上回っている。
- ・ 令和7年4月より除外率が10ポイント下がったことにより、「建設業」42.1% (45.7%) 及び「医療・福祉」62.7% (65.4%) の法定雇用率達成企業の割合が下がった。

[詳細表③]

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和7年の法定雇用率未達成企業は853社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)は69.9% (596社) を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は、59.9% (511社) となっている。

[詳細表④]

## 2 公的機関における在職状況

### (1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.8%)

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は168.0人で、前年より2.3% (4.0人) 減少しており、実雇用率は3.03%と、前年に比べ0.08ポイント低下した。

[総括表2(1)]

### (2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.8%)

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は24人で、前年より9.1% (2.0人) 増加しており、実雇用率は3.96%と、前年に比べ0.32ポイント上昇した。

[総括表2(2)]

### (3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.7%)

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は370.5人で、前年より9.0% (30.5人) 増加しており、実雇用率は2.38%と、前年に比べ0.26ポイント低下した。

[総括表2(3)]

### (4) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

市町村の機関に在職している障害者の数は777.0人で、前年より7.8% (56.0人) 増加しており、実雇用率は2.82%と、前年に比べ0.02ポイント低下した。46機関中35機関が達成し、未達成機関は11機関となった。

[総括表2(4)、詳細表⑥⑦]

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は61.5人で、実雇用率は2.23%と、前年に比べ0.20ポイント低下した。

5法人中、未達成法人は4法人となった。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

[総括表3、詳細表⑧]

## 令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	326,310.0 人 ( 316,281.0 人)	8,208.5 人 〔 7,265 人〕 ( 7,998.0 人)	2.52 % ( 2.53 %)	1,012 / 1,865 ( 950 / 1,794 )	54.3 % ( 53.0 %)

※〔 〕内は実人員。以下同じ。

### 2 公的機関における在職状況

#### (1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県 知事部局	5,550.0 人 ( 5,527.5 人)	168.0 人 〔 141 人〕 ( 172.0 人)	3.03 % ( 3.11 %)	0.0 人 ( 0.0 人)

#### (2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県 警察本部	605.5 人 ( 604.0 人)	24.0 人 〔 20 人〕 ( 22.0 人)	3.96 % ( 3.64 %)	0.0 人 ( 0.0 人)

#### (3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県 教育委員会	15,573.5 人 ( 12,874.5 人)	370.5 人 〔 310 人〕 ( 340.0 人)	2.38 % ( 2.64 %)	49.5 人 ( 7.0 人)

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	27,580.5 人 ( 25,383.0 人 )	777.0 人 〔 661 人 〕 ( 721.0 人 )	2.82 % ( 2.84 % )	35 / 46 ( 37 / 48 )	76.1 % ( 77.1 % )

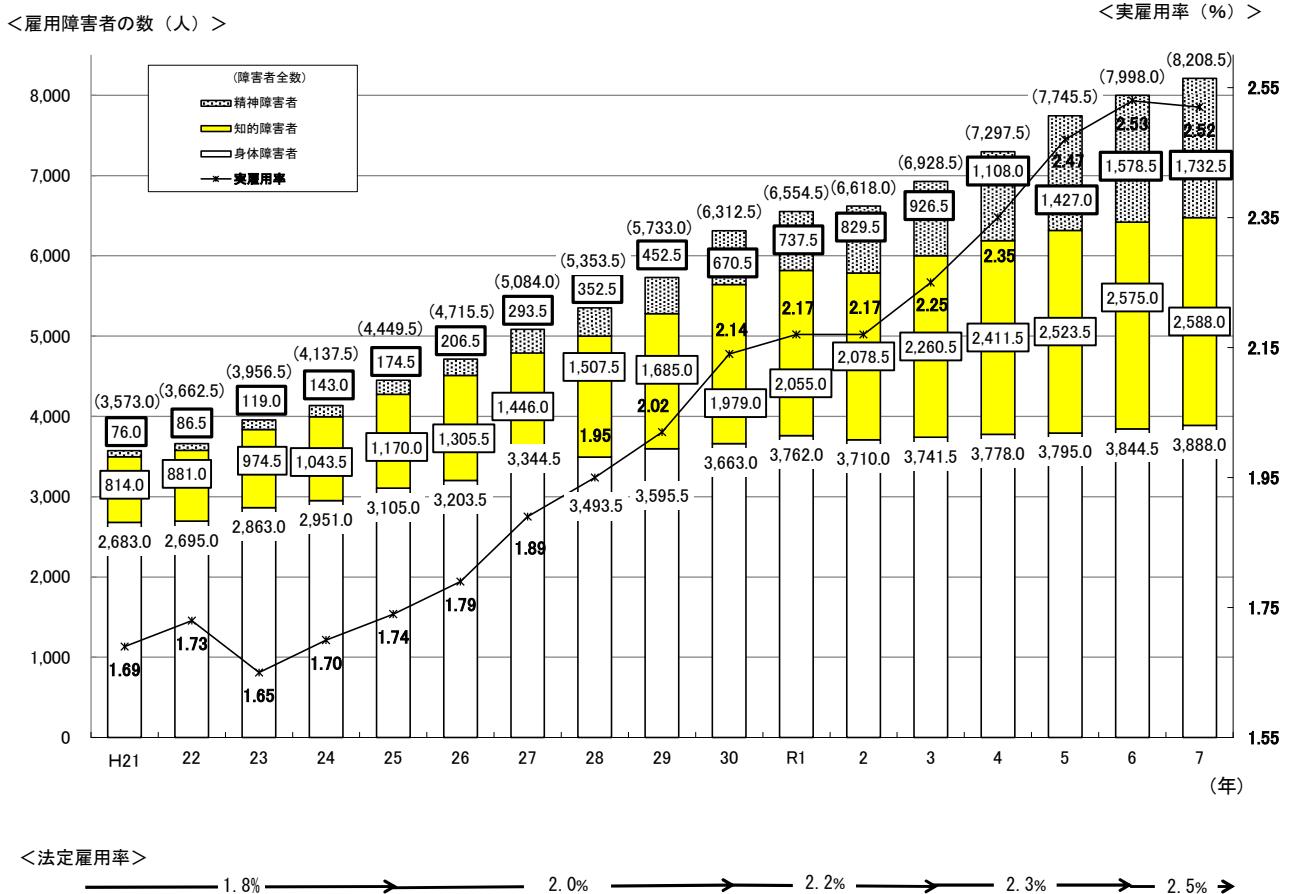
3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,763.5 人 ( 2,365.0 人 )	61.5 人 〔 48 人 〕 ( 57.5 人 )	2.23 % ( 2.43 % )	1 / 5 ( 1 / 4 )	20.0 % ( 25.0 % )

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 ( ) 内は、令和6年6月1日現在の数値である。
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 6 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

# 民間企業における障害者の雇用状況【岐阜労働局】

## (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



＜法定雇用率＞

1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5% →

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年から平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年から令和5年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいづれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

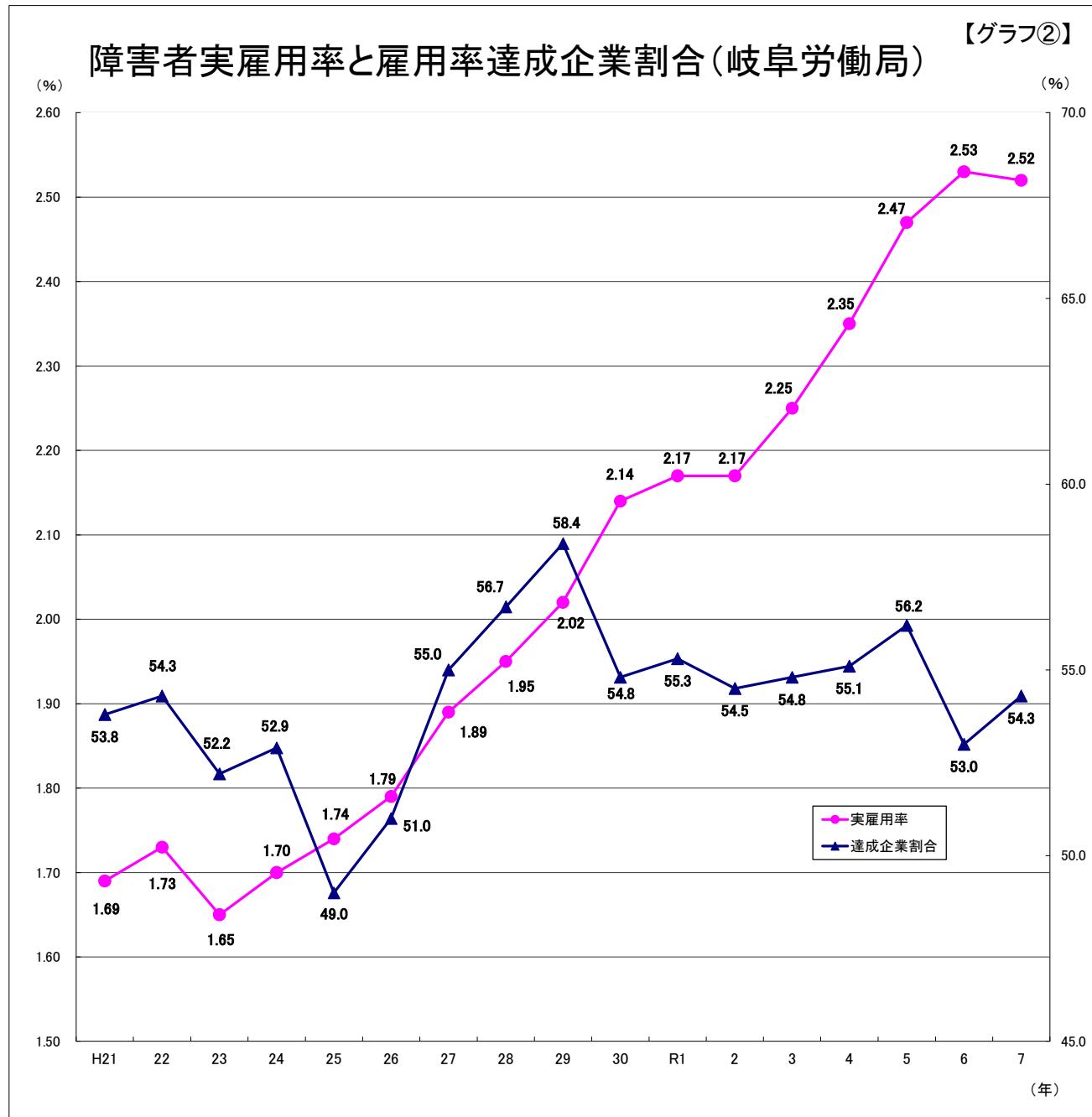
令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

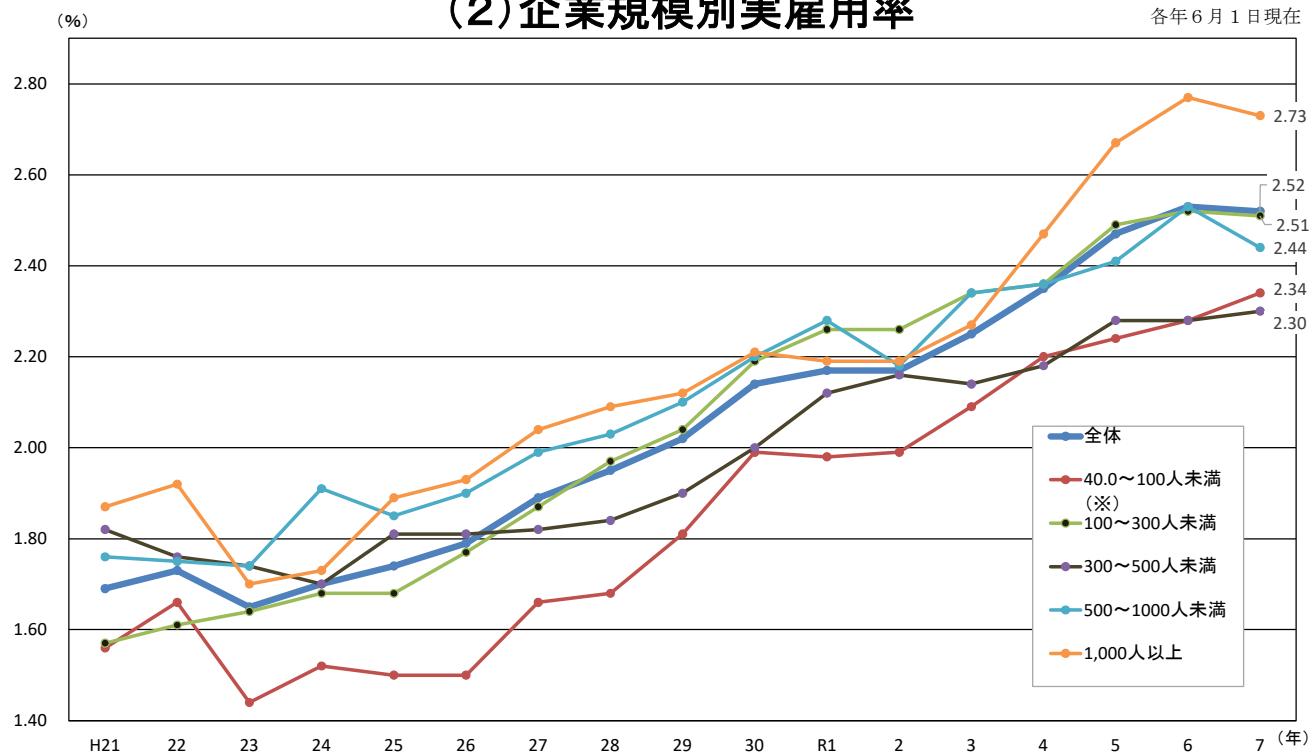
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

各年 6 月 1 日現在



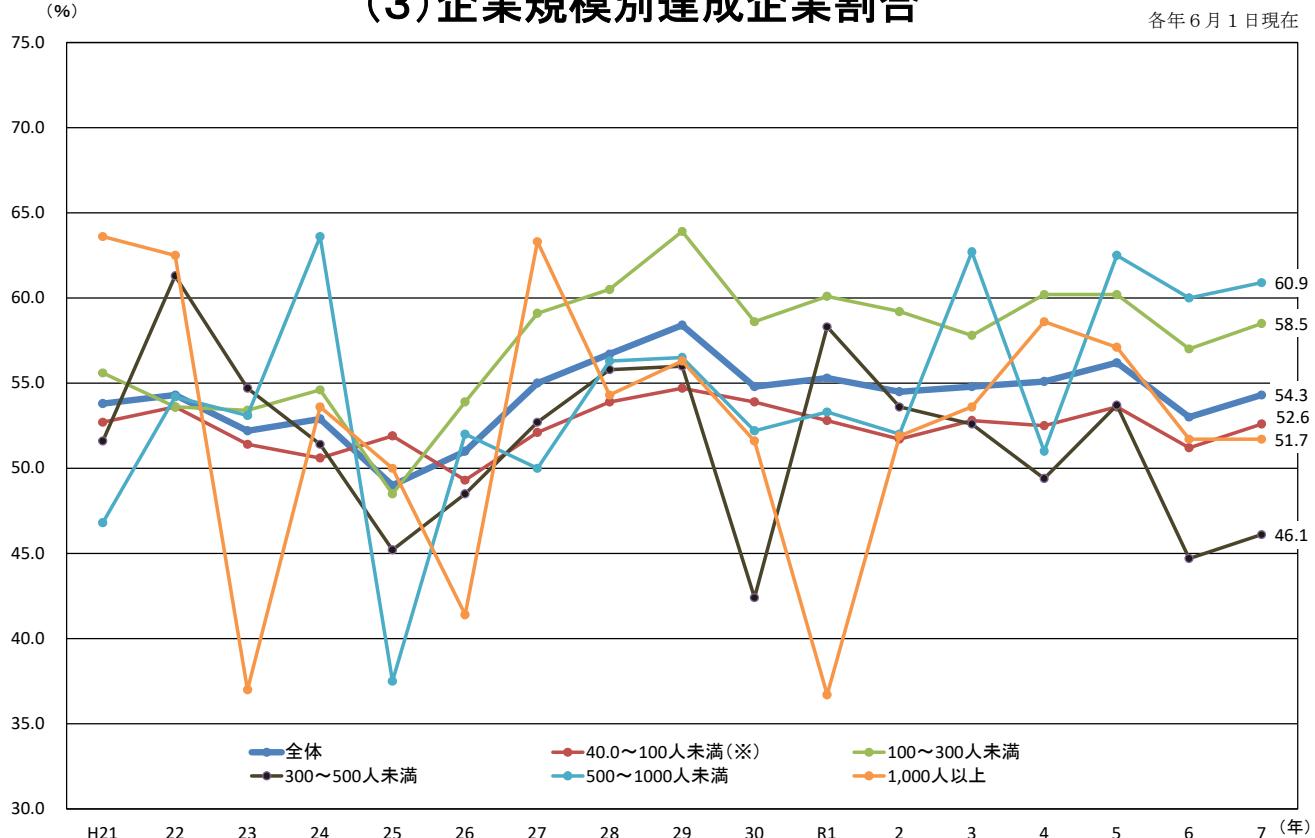
## (2) 企業規模別実雇用率

各年 6 月 1 日現在



## (3) 企業規模別達成企業割合

各年 6 月 1 日現在



※平成24年までは56~100人未満, 25年から29年までは50~100人未満, 30年から2年までは45.5~100人未満, 3年から5年までは43.5~100人未満, 6年から40.0~100人未満

## (4) 産業別実雇用率

各年6月1日現在

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	不動産 物品販 貸業	学術研究, 専門・技 術サ ービス業	宿泊業, 飲食 サ ービス業	生活関 連 サ ービ ス業, 娯 楽業	教育・ 学習 支援業	医療・ 福祉	複合 サ ービ ス事業	サービ ス業	その他
平成28年	1.95	1.96	1.47	2.04	1.20	2.22	1.83	1.73	0.92	1.14	2.13	1.86	1.26	2.21	1.99	1.87	0.81
平成29年	2.02	1.83	1.36	2.08	1.28	2.11	1.67	1.90	0.87	1.22	2.23	1.87	1.46	2.48	2.03	2.18	0.56
平成30年	2.14	2.30	1.46	2.15	1.06	2.18	1.85	2.00	0.90	1.37	2.12	2.75	1.30	2.57	2.03	2.23	0.88
令和元年	2.17	2.86	1.54	2.15	1.16	2.22	1.86	1.98	1.33	1.43	2.16	2.80	1.30	2.75	2.55	2.14	0.32
令和2年	2.17	2.76	1.49	2.14	1.31	1.93	1.84	2.09	1.34	1.66	1.85	2.82	1.66	2.85	2.47	2.19	0.93
令和3年	2.25	2.59	1.66	2.19	1.75	2.08	1.88	2.21	1.23	1.69	1.99	3.08	1.67	2.80	2.48	2.38	1.22
令和4年	2.35	2.32	1.55	2.25	1.83	2.31	1.91	2.27	1.60	1.66	1.89	3.21	1.69	2.98	2.64	2.58	1.19
令和5年	2.47	2.49	1.73	2.31	2.00	2.47	2.02	2.40	1.89	1.96	2.00	3.34	1.69	3.21	2.89	2.67	1.19
令和6年	2.53	2.41	1.76	2.37	2.13	2.36	2.28	2.38	2.34	2.25	2.36	3.15	1.96	3.15	2.99	2.76	1.20
令和7年	2.52	2.32	1.54	2.42	2.04	2.37	2.23	2.48	2.76	2.17	2.08	3.14	1.79	3.03	2.71	2.81	0.88

## (5) 産業別達成割合

各年6月1日現在

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業	不動産 物品販 貸業	学術研究, 専門・技 術サ ービス業	宿泊業, 飲食 サ ービ ス業	生活関 連 サ ービ ス業, 娯 楽業	教育・ 学習 支援業	医療・ 福祉	複合 サ ービ ス事業	サービ ス業	その他
平成28年	56.7	71.4	43.5	63.7	22.2	63.6	41.6	27.8	37.5	43.3	68.4	39.0	42.9	67.4	30.0	50.0	33.3
平成29年	58.4	75.0	47.9	63.9	29.4	62.3	45.5	60.0	28.6	32.3	76.0	44.4	40.9	70.1	40.0	48.8	50.0
平成30年	54.8	71.4	42.3	62.5	11.1	52.7	43.5	47.6	25.0	42.9	70.4	42.9	27.6	63.0	18.2	48.2	50.0
令和元年	55.3	100.0	46.9	60.4	12.5	52.6	42.6	42.9	55.6	47.2	67.9	41.1	31.3	68.3	70.0	46.6	0.0
令和2年	54.5	87.5	43.6	59.4	17.6	53.8	41.3	50.0	60.0	48.6	59.4	41.7	41.4	67.0	77.8	41.0	33.3
令和3年	54.8	87.5	50.8	58.1	38.9	59.3	42.1	43.5	50.0	45.0	61.8	45.3	36.7	64.0	55.6	50.0	50.0
令和4年	55.1	75.0	46.2	59.0	52.6	55.4	39.3	54.5	46.7	45.9	51.6	54.0	37.1	67.8	45.5	46.4	50.0
令和5年	56.2	66.7	50.7	61.4	52.6	53.7	37.6	59.1	46.2	52.8	47.1	61.7	40.6	68.2	72.7	43.0	50.0
令和6年	53.0	54.5	45.7	55.9	45.5	51.7	37.5	57.1	53.3	55.0	59.5	50.0	44.4	65.4	72.7	42.8	50.0
令和7年	54.3	63.6	42.1	58.6	30.4	54.4	41.6	60.9	66.7	53.7	47.1	47.9	45.7	62.7	54.5	49.7	33.3

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- |               |       |   |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業        | ..... | 一般の民間企業 ..... 2. 5 %                      |
|               |       | (40.0人以上規模の企業)                            |
|               |       | 特殊法人等 ..... 2. 8 %                        |
|               |       | [ 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 ] |
| ○ 国、地方公共団体    | ..... | 2. 8 %                                    |
|               |       | (36.0人以上規模の機関)                            |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ..... | 2. 7 %                                    |
|               |       | (37.5人以上規模の機関)                            |

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

## ◎ 除外率とは

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 20\% = 1,013.9 \approx 1,013 \text{ 人} \text{ (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数} 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数} 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数} 4,056.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 101.4125 \approx 101 \text{ 人} \text{ (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 10\% = 506.95 \approx 506 \text{ 人} \text{ (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数} 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数} 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数} 4,563.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 114.0875 \approx 114 \text{ 人} \text{ (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \downarrow
 \end{aligned}$$

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

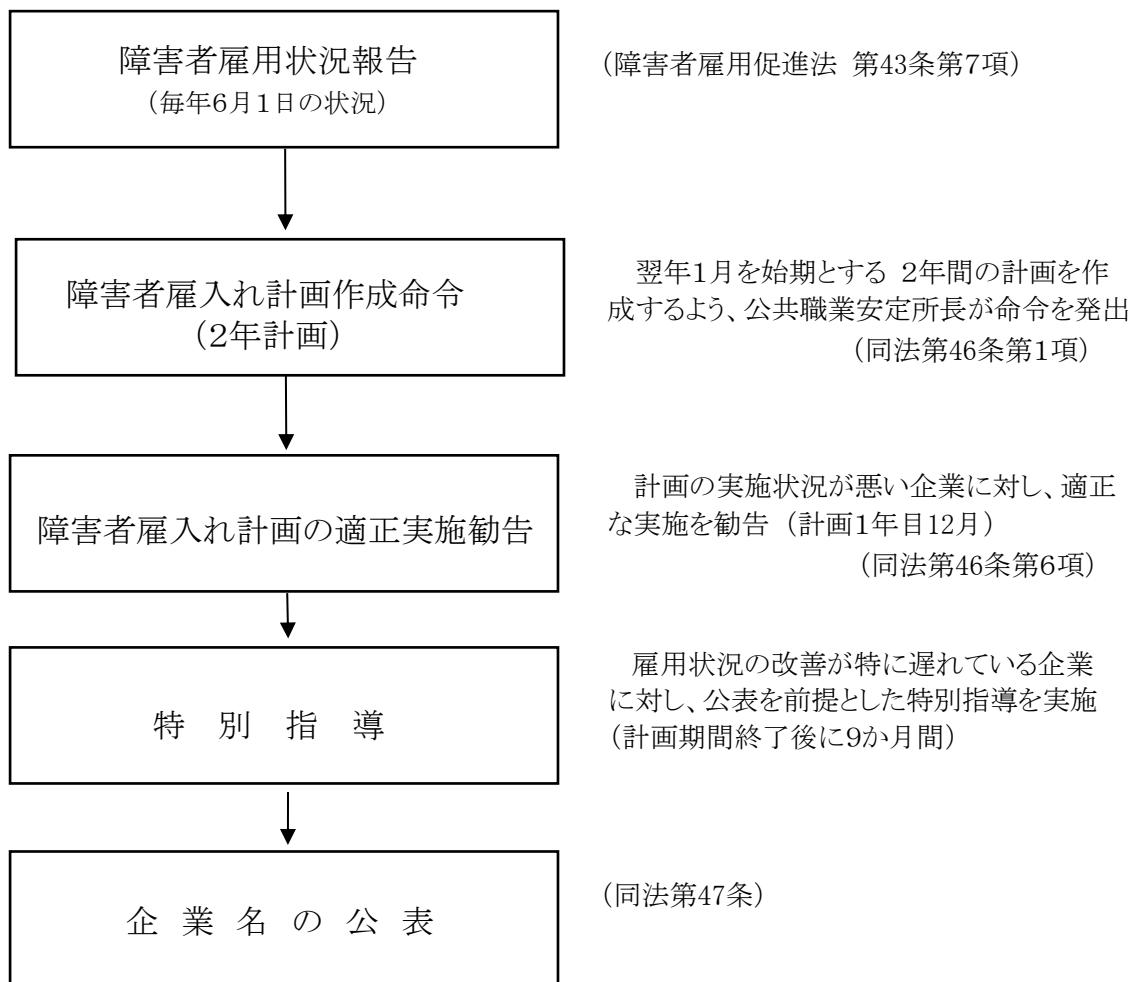
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績](全国の状況)

- 令和6年度の実績
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社
  - \*障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社
  - \*「特別指導」の実施 37社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 338社(令和6年度)
- 企業名の公表
  - 平成18年度 2社、平成19年度 1社 (再公表)、平成20年度 4社、  
平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)  
平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、  
平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、  
平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社  
令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)  
令和6年度 0社

## 令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### ＜目次＞

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.5%）	
(1) 概況	①
(2) 企業規模別の雇用状況	②
(3) 産業別の雇用状況	③
(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	④
(5) 身体障害者の部位別雇用状況	⑤
2 公的機関（市町村機関）における在職状況（法定雇用率 2.8%）	⑥
3 公的機関の各機関の状況（法定雇用率 2.8%）	
(1) 各市町村機関の障害者在職状況	⑦
(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況	⑧
(3) 公立大学法人の障害者雇用状況	⑧

## 1 民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

## (1)概況

## ①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C.重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F.計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)				
企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
1,865 (1,794)	326,310.0 (316,281.0)	1,415 (1,400)	703 (744)	4,204 (4,000)	577 (602)	366 (306)	8,208.5 (7,998.0)	759.5 (750.5)	2.52 (2.53)	1,012 (950)	54.3 (53.0)

## ②障害種別雇用状況

① 区分	② 障害者の数(注1)	③ 身体障害者の数						④ 精神障害者の数												
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
岐阜県	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
岐阜県	8,208.5 (7,998.0)	1,017 (1,005)	158 (167)	1,508 (1,494)	275 (281)	101 (66)	3,888.0 (3,844.5)	269.5 (253.0)	398 (395)	70 (96)	1,562 (1,521)	302 (321)	18 (15)	2,588.0 (2,575.0)	191.0 (218.0)	1,134 (985)	475 (481)	247 (225)	1,732.5 (1,578.5)	299.0 (279.5)

## [(1)①表の注]

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

## [(1)②表の注]

注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④ f 欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③ f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる労働者 数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B.重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び精 神障害者 である短时 间労働者(注3)	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び精 神障害者 (注3)	D.重度以 外の身体障 害者及び知的 障害者であ る短时间労 働者(注3)	E.重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び精 神障害者 である短时 间労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B +$ $C + (D+E) \times$ 0.5 (注2)				
規模計	企業 1,865 (1,794)	人 326,310.0 (316,281.0)	人 1,415 (1,400)	人 703 (744)	人 4,204 (4,000)	人 577 (602)	人 366 (306)	人 8,208.5 (7,998.0)	人 759.5 (750.5)	% 2.52 (2.53)	企業 1,012 (950)	% 54.3 (53.0)
40～ 100未満	1,135 (1,063)	70,339.0 (65,599.5)	218 (212)	222 (215)	869 (759)	202 (180)	29 (19)	1,642.5 (1,497.5)	191.5 (199.0)	2.34 (2.28)	597 (544)	52.6 (51.2)
100～ 300未満	566 (572)	87,583.0 (87,573.0)	399 (407)	127 (150)	1,192 (1,150)	114 (148)	51 (32)	2,199.5 (2,204.0)	226.0 (194.5)	2.51 (2.52)	331 (326)	58.5 (57.0)
300～ 500未満	89 (85)	31,870.0 (30,066.5)	145 (138)	44 (39)	371 (349)	34 (35)	19 (8)	731.5 (685.5)	66.0 (52.5)	2.30 (2.28)	41 (38)	46.1 (44.7)
500～ 1,000未満	46 (45)	31,927.5 (31,561.0)	162 (162)	38 (42)	392 (410)	39 (37)	14 (8)	780.5 (798.5)	76.0 (94.0)	2.44 (2.53)	28 (27)	60.9 (60.0)
1,000以上	29 (29)	104,590.5 (101,481.0)	491 (481)	272 (298)	1,380 (1,332)	188 (202)	253 (239)	2,854.5 (2,812.5)	200.0 (210.5)	2.73 (2.77)	15 (15)	51.7 (51.7)

注 (1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
規模計	人 8,208.5 (7,998.0)	人 1,017 (1,005)	人 158 (167)	人 1,508 (1,494)	人 275 (281)	人 101 (66)	人 3,888.0 (3,844.5)	人 269.5 (253.0)	人 398 (395)	人 70 (96)	人 1,562 (1,521)	人 302 (321)	人 18 (15)	人 2,588.0 (2,575.0)	人 191.0 (218.0)	人 1,134 (985)	人 475 (481)	人 247 (225)	人 1,732.5 (1,578.5)	人 299.0 (279.5)
40～100未満	1,642.5 (1,497.5)	160 (150)	49 (54)	364 (346)	84 (76)	16 (7)	783.0 (741.5)		58 (62)	17 (26)	277 (237)	118 (104)	2 (5)	470.0 (441.5)		228 (176)	156 (135)	11 (7)	389.5 (314.5)	
100～300未満	2,199.5 (2,204.0)	279 (288)	43 (43)	453 (444)	72 (77)	22 (13)	1,101.0 (1,108.0)		120 (119)	18 (29)	422 (431)	42 (71)	2 (3)	702.0 (735.0)		317 (275)	66 (78)	27 (16)	396.5 (361.0)	
300～500未満	731.5 (685.5)	114 (110)	8 (10)	144 (142)	21 (21)	7 (3)	394.0 (384.0)		31 (28)	7 (5)	118 (110)	13 (14)	3 (1)	195.0 (178.5)		109 (97)	29 (24)	9 (4)	142.5 (123.0)	
500～1,000未満	780.5 (798.5)	125 (120)	9 (10)	140 (157)	23 (20)	6 (6)	413.5 (420.0)		37 (42)	6 (7)	153 (156)	16 (17)	1 (1)	241.5 (256.0)		99 (97)	23 (25)	7 (1)	125.5 (122.5)	
1,000以上	2,854.5 (2,812.5)	339 (337)	49 (50)	407 (405)	75 (87)	50 (37)	1,196.5 (1,191.0)		152 (144)	22 (29)	592 (587)	113 (115)	10 (5)	979.5 (964.0)		381 (340)	201 (219)	193 (197)	678.5 (657.5)	

注 (1)②の表と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

【詳細表 (3)】

## ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 A × 2 + B + C + (D+E) × 0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)					
産業計	企業 1,865 (1,794)	人 326,310.0 (316,281.0)	人 1,415 (1,400)	人 703 (744)	人 4,204 (4,000)	人 577 (602)	人 366 (306.0)	人 8,208.5 (7,998.0)	人 759.5 (750.5)	% 2.52 (2.53)	企業 1,012 (950)	% 54.3 (53.0)		
農、林、漁業	企業 11 (11)	人 1,075.5 (1,098.0)	人 5 (5)	人 0 (1)	人 13 (14)	人 2 (2)	人 2 (1)	人 25.0 (26.5)	人 1.5 (2.0)	% 2.32 (2.41)	企業 7 (6)	% 63.6 (54.5)		
建設業	95 (81)	9,379.5 (7,582.0)	28 (25)	4 (2)	84 (81)	1 (0)	0 (1)	144.5 (133.5)	7.0 (10.0)	1.54 (1.76)	40 (37)	42.1 (45.7)		
製造業	691 (682)	107,515.5 (107,689.0)	522 (524)	81 (77)	1,445 (1,390)	58 (56)	7 (10)	2,602.5 (2,548.0)	221.0 (219.0)	2.42 (2.37)	405 (381)	58.6 (55.9)		
情報通信業	23 (22)	3,773.0 (3,668.0)	23 (22)	4 (7)	26 (27)	0 (0)	2 (0)	77.0 (78.0)	6.0 (14.0)	2.04 (2.13)	7 (10)	30.4 (45.5)		
運輸業、郵便業	103 (87)	30,572.0 (26,989.5)	126 (112)	70 (55)	373 (335)	43 (39)	14 (6)	723.5 (636.5)	53.0 (27.5)	2.37 (2.36)	56 (45)	54.4 (51.7)		
卸売業、小売業	226 (224)	38,309.0 (38,469.5)	111 (118)	135 (165)	360 (336)	102 (110)	171 (173)	853.5 (878.5)	98.0 (100.5)	2.23 (2.28)	94 (84)	41.6 (37.5)		
金融業、保険業	23 (21)	8,684.5 (8,702.0)	59 (54)	4 (6)	90 (89)	4 (8)	2 (0)	215.0 (207.0)	21.5 (10.0)	2.48 (2.38)	14 (12)	60.9 (57.1)		
不動産業・物品販賣業	18 (15)	1,521.5 (1,284.0)	5 (4)	5 (3)	27 (19)	0 (0)	0 (0)	42.0 (30.0)	4.0 (5.0)	2.76 (2.34)	12 (8)	66.7 (53.3)		
学術研究、専門・技術サービス業	41 (40)	10,225.0 (9,941.5)	47 (45)	5 (7)	120 (124)	6 (5)	0 (1)	222.0 (224.0)	13.5 (15.0)	2.17 (2.25)	22 (22)	53.7 (55.0)		
宿泊業、飲食サービス業	34 (37)	3,167.0 (3,303.5)	7 (10)	6 (11)	38 (39)	12 (14)	4 (2)	66.0 (78.0)	7.0 (10.0)	2.08 (2.36)	16 (22)	47.1 (59.5)		
生活関連サービス業、娯楽業	48 (50)	13,071.0 (12,829.0)	93 (95)	26 (20)	182 (180)	25 (25)	8 (4)	410.5 (404.5)	25.0 (19.0)	3.14 (3.15)	23 (25)	47.9 (50.0)		
教育、学習支援業	35 (36)	3,996.5 (3,805.0)	21 (21)	3 (3)	25 (27)	3 (5)	0 (0)	71.5 (74.5)	5.5 (5.5)	1.79 (1.96)	16 (16)	45.7 (44.4)		
医療、福祉	332 (309)	44,286.5 (40,780.5)	177 (172)	225 (233)	640 (596)	182 (195)	61 (28)	1,340.5 (1,284.5)	182.0 (183.5)	3.03 (3.15)	208 (202)	62.7 (65.4)		
複合サービス事業	11 (11)	5,962.5 (6,145.0)	33 (38)	12 (13)	78 (91)	9 (6)	2 (1)	161.5 (183.5)	10.0 (8.0)	2.71 (2.99)	6 (8)	54.5 (72.7)		
サービス業	171 (166)	44,544.0 (43,828.5)	158 (155)	122 (140)	702 (651)	130 (137)	93 (79)	1,251.5 (1,209.0)	104.5 (121.5)	2.81 (2.76)	85 (71)	49.7 (42.8)		
その他	3 (2)	227.0 (166.0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	0.88 (1.20)	1 (1)	33.3 (50.0)		

注 (1)(1)の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
産業計	人 8,208.5 (7,998.0)	人 1,017 (1,005)	人 158 (167)	人 1,508 (1,494)	人 275 (281)	人 101 (66)	人 3,888.0 (3,844.5)	人 269.5 (253.0)	人 398 (395)	人 70 (96)	人 1,562 (1,521)	人 302 (321)	人 18 (15)	人 2,588.0 (2,575.0)	人 191.0 (218.0)	人 1,134 (985)	人 475 (481)	人 247 (225)	人 1,732.5 (1,578.5)	人 299.0 (279.5)
農、林、漁業	人 25.0 (26.5)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 6 (7)	人 2 (2)	人 1 (0)	人 15.5 (16.0)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 6.5 (5.5)		人 3 (4)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 3.0 (5.0)	
建設業	144.5 (133.5)	28 (25)	4 (2)	59 (61)	1 (0)	0 (1)	119.5 (113.5)		0 (0)	0 (0)	9 (5)	0 (0)	0 (0)	9.0 (5.0)		16 (15)	0 (0)	0 (0)	16.0 (15.0)	
製造業	2,602.5 (2,548.0)	357 (372)	26 (23)	479 (482)	32 (30)	4 (2)	1237.0 (1,265.0)		165 (152)	13 (24)	609 (604)	26 (26)	1 (4)	965.5 (947.0)		357 (304)	42 (30)	2 (4)	400.0 (336.0)	
情報通信業	77.0 (78.0)	19 (17)	1 (2)	4 (8)	0 (0)	0 (0)	43.0 (44.0)		4 (5)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	12.0 (15.0)		18 (14)	3 (5)	2 (0)	22.0 (19.0)	
運輸業、郵便業	723.5 (636.5)	109 (99)	12 (11)	180 (171)	31 (30)	4 (2)	427.5 (396.0)		17 (13)	4 (3)	107 (89)	12 (9)	1 (1)	151.5 (123.0)		86 (75)	54 (41)	9 (3)	144.5 (117.5)	
卸売業、小売業	853.5 (878.5)	90 (89)	19 (22)	118 (115)	38 (44)	22 (19)	347.0 (346.5)		21 (29)	6 (7)	110 (112)	64 (66)	3 (0)	191.5 (210.0)		132 (109)	110 (136)	146 (154)	315.0 (322.0)	
金融業、保険業	215.0 (207.0)	46 (41)	1 (3)	27 (27)	4 (7)	1 (0)	122.5 (115.5)		13 (13)	0 (0)	41 (36)	0 (1)	0 (0)	67.0 (62.5)		22 (26)	3 (3)	1 (0)	25.5 (29.0)	
不動産業・物品販賣業	42.0 (30.0)	4 (3)	2 (2)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	20.0 (16.0)		1 (1)	1 (1)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	7.0 (6.0)		13 (8)	2 (0)	0 (0)	15.0 (8.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	222.0 (224.0)	46 (43)	3 (3)	55 (62)	6 (5)	0 (0)	153.0 (153.5)		1 (2)	0 (0)	22 (20)	0 (0)	0 (0)	24.0 (24.0)		43 (42)	2 (4)	0 (1)	45.0 (46.5)	
宿泊業、飲食サービス業	66.0 (78.0)	7 (8)	2 (3)	20 (20)	6 (9)	2 (0)	40.0 (43.5)		0 (2)	0 (0)	15 (14)	6 (5)	0 (0)	18.0 (20.5)		3 (5)	4 (8)	2 (2)	8.0 (14.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	410.5 (404.5)	27 (26)	4 (4)	47 (46)	16 (16)	3 (1)	114.5 (110.5)		66 (69)	5 (3)	94 (101)	9 (9)	1 (0)	236.0 (246.5)		41 (33)	17 (13)	4 (3)	60.0 (47.5)	
教育、学習支援業	71.5 (74.5)	18 (18)	1 (1)	22 (23)	3 (5)	0 (0)	60.5 (62.5)		3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7.0 (7.0)		2 (3)	2 (2)	0 (0)	4.0 (5.0)	
医療、福祉	1,340.5 (1,284.5)	137 (137)	51 (54)	241 (241)	68 (61)	26 (13)	613.0 (606.0)		40 (35)	20 (28)	195 (188)	114 (134)	5 (4)	354.5 (355.0)		204 (167)	154 (151)	30 (11)	373.0 (323.5)	
複合サービス事業	161.5 (183.5)	20 (22)	1 (1)	24 (30)	4 (2)	1 (1)	67.5 (76.5)		13 (16)	1 (1)	29 (31)	5 (4)	0 (0)	58.5 (66.0)		25 (30)	10 (11)	1 (0)	35.5 (41.0)	
サービス業	1,251.5 (1,209.0)	105 (101)	30 (35)	216 (193)	64 (70)	37 (27)	506.5 (478.5)		53 (54)	20 (29)	318 (309)	66 (67)	6 (5)	480.0 (482.0)		168 (149)	72 (76)	50 (47)	265.0 (248.5)	
その他	2.0 (2.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	

注 (1)(2)の表と同じ

## (3) 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div 2 \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)				
製造業計	企業 691 (682)	人 107,515.5 (107,689.0)	人 522 (524)	人 81 (77)	人 1,445 (1,390)	人 58 (56)	人 7 (10)	人 2,602.5 (2,548.0)	人 221.0 (219.0)	% 2.42 (2.37)	企業 405 (381)	% 58.6 (55.9)
食料品・たばこ	企業 74 (73)	人 9,466.0 (9,471.0)	人 37 (39)	人 10 (13)	人 146 (142)	人 10 (10)	人 1 (1)	人 235.5 (238.5)	人 18.5 (27.0)	% 2.49 (2.52)	企業 50 (49)	% 67.6 (67.1)
繊維工業	企業 26 (24)	人 2,868.5 (2,724.0)	人 12 (13)	人 3 (2)	人 47 (43)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 75.0 (72.5)	人 7.0 (12.0)	% 2.61 (2.66)	企業 13 (14)	% 50.0 (58.3)
木材・家具	企業 28 (28)	人 3,698.5 (3,651.0)	人 17 (17)	人 0 (1)	人 49 (55)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 83.0 (90.0)	人 4.0 (9.0)	% 2.24 (2.47)	企業 15 (15)	% 53.6 (53.6)
パルプ・紙・印刷	企業 56 (54)	人 5,859.0 (5,806.0)	人 29 (29)	人 8 (8)	人 54 (49)	人 5 (5)	人 1 (2)	人 123.0 (118.5)	人 8.5 (10.5)	% 2.10 (2.04)	企業 29 (25)	% 51.8 (46.3)
化学工業	企業 69 (67)	人 15,061.5 (14,898.5)	人 81 (75)	人 8 (7)	人 184 (177)	人 11 (9)	人 0 (0)	人 359.5 (338.5)	人 43.5 (36.0)	% 2.39 (2.27)	企業 38 (34)	% 55.1 (50.7)
窯業・土石	企業 69 (72)	人 7,476.5 (7,571.0)	人 34 (38)	人 3 (6)	人 106 (99)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 179.0 (182.5)	人 13.0 (12.0)	% 2.39 (2.41)	企業 40 (46)	% 58.0 (63.9)
鉄鋼	企業 12 (12)	人 1,561.0 (1,412.5)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 30 (22)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 40.0 (32.0)	人 6.0 (0.0)	% 2.56 (2.27)	企業 7 (5)	% 58.3 (41.7)
非鉄金属	企業 13 (15)	人 2,786.5 (2,789.0)	人 12 (12)	人 3 (2)	人 42 (43)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 69.0 (69.0)	人 5.0 (0.0)	% 2.48 (2.47)	企業 9 (8)	% 69.2 (53.3)
金属製品	企業 79 (76)	人 9,203.0 (8,914.5)	人 38 (33)	人 9 (7)	人 142 (141)	人 7 (5)	人 2 (4)	人 231.5 (218.5)	人 16.0 (17.5)	% 2.52 (2.45)	企業 50 (47)	% 63.3 (61.8)
電気機械	企業 54 (51)	人 15,904.5 (15,499.0)	人 104 (101)	人 13 (11)	人 193 (184)	人 8 (10)	人 1 (1)	人 418.5 (402.5)	人 32.5 (38.5)	% 2.63 (2.60)	企業 33 (29)	% 61.1 (56.9)
輸送用機械	企業 80 (79)	人 18,829.0 (20,035.5)	人 107 (112)	人 14 (12)	人 269 (251)	人 2 (2)	人 2 (1)	人 499.0 (488.5)	人 46.0 (28.5)	% 2.65 (2.44)	企業 51 (43)	% 63.8 (54.4)
その他機械	企業 91 (93)	人 10,545.0 (10,750.0)	人 34 (40)	人 5 (4)	人 119 (119)	人 6 (5)	人 0 (1)	人 195.0 (206.0)	人 14.0 (17.0)	% 1.85 (1.92)	企業 43 (42)	% 47.3 (45.2)
その他	企業 40 (38)	人 4,256.5 (4,167.0)	人 12 (10)	人 5 (4)	人 64 (65)	人 3 (4)	人 0 (0)	人 94.5 (91.0)	人 7.0 (11.0)	% 2.22 (2.18)	企業 27 (24)	% 67.5 (63.2)

注 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)		
製造業計	人 2,602.5 (2,548.0)	人 357 (372)	人 26 (23)	人 479 (482)	人 32 (30)	人 4 (2)	人 1,237.0 (1,265.0)	人 165 (152)	人 13 (24)	人 609 (604)	人 26 (26)	人 1 (4)	人 965.5 (947.0)	人 357 (304)	人 42 (30)	人 2 (4)	人 400.0 (336.0)		
食料品・たばこ	人 235.5 (238.5)	人 24 (30)	人 0 (1)	人 32 (35)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 83.0 (99.5)	人 13 (9)	人 3 (8)	人 73 (67)	人 4 (3)	人 0 (1)	人 104.0 (95.0)	人 41 (40)	人 7 (4)	人 1 (0)	人 48.5 (44.0)		
繊維工業	75.0 (72.5)	9 (10)	1 (1)	14 (16)	1 (1)	0 (0)	33.5 (37.5)	3 (3)	0 (0)	25 (22)	1 (2)	0 (0)	31.5 (29.0)	8 (5)	2 (1)	0 (0)	10.0 (6.0)		
木材・家具	83.0 (90.0)	12 (12)	0 (1)	19 (22)	0 (0)	0 (0)	43.0 (47.0)	5 (5)	0 (0)	23 (25)	0 (0)	0 (0)	33.0 (35.0)	7 (8)	0 (0)	0 (0)	7.0 (8.0)		
パルプ・紙・印刷	123.0 (118.5)	16 (17)	1 (1)	20 (18)	1 (1)	1 (1)	54.0 (54.0)	13 (12)	4 (6)	21 (18)	4 (4)	0 (1)	53.0 (50.5)	13 (13)	3 (1)	0 (0)	16.0 (14.0)		
化学工業	359.5 (338.5)	43 (41)	2 (3)	49 (47)	5 (3)	0 (0)	139.5 (133.5)	38 (34)	0 (0)	80 (79)	6 (6)	0 (0)	159.0 (150.0)	55 (51)	6 (4)	0 (0)	61.0 (55.0)		
窯業・土石	179.0 (182.5)	23 (28)	3 (3)	37 (40)	2 (2)	0 (0)	87.0 (100.0)	11 (10)	0 (3)	55 (50)	2 (1)	0 (0)	78.0 (73.5)	14 (9)	0 (0)	0 (0)	14.0 (9.0)		
鉄鋼	40.0 (32.0)	4 (4)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	18.0 (16.0)	1 (1)	0 (0)	15 (12)	0 (0)	0 (0)	17.0 (14.0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	5.0 (2.0)		
非鉄金属	69.0 (69.0)	7 (7)	3 (2)	19 (17)	0 (0)	0 (0)	36.0 (33.0)	5 (5)	0 (0)	11 (13)	0 (0)	0 (0)	21.0 (23.0)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	12.0 (13.0)		
金属製品	231.5 (218.5)	29 (26)	3 (0)	47 (48)	3 (2)	0 (0)	109.5 (101.0)	9 (7)	0 (1)	61 (63)	4 (3)	1 (2)	81.5 (80.5)	34 (30)	6 (6)	1 (2)	40.5 (37.0)		
電気機械	418.5 (402.5)	82 (80)	4 (3)	64 (63)	6 (5)	1 (0)	235.5 (228.5)	22 (21)	1 (3)	72 (75)	2 (5)	0 (0)	118.0 (122.5)	57 (46)	8 (5)	0 (1)	65.0 (51.5)		
輸送用機械	499.0 (488.5)	75 (81)	5 (6)	96 (94)	2 (2)	2 (1)	253.0 (263.5)	32 (31)	2 (2)	115 (118)	0 (0)	0 (0)	181.0 (182.0)	58 (39)	7 (4)	0 (0)	65.0 (43.0)		
その他機械	195.0 (206.0)	23 (28)	2 (0)	42 (45)	4 (4)	0 (0)	92.0 (103.0)	11 (12)	3 (1)	41 (45)	2 (1)	0 (0)	67.0 (70.5)	36 (29)	0 (3)	0 (1)	36.0 (32.5)		
その他	94.5 (91.0)	10 (8)	2 (2)	30 (29)	2 (3)	0 (0)	53.0 (48.5)	2 (2)	0 (0)	17 (17)	1 (1)	0 (0)	21.5 (21.5)	17 (19)	3 (2)	0 (0)	20.0 (21.0)		

注 (1)(2)の表と同じ

## (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	853 (100.0%)	596 (69.9%)	158 (18.5%)	47 (5.5%)	31 (3.6%)	18 (2.1%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	511 (59.9%)
40-100人未満	538 (100.0%)	482 (89.6%)	56 (10.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	472 (87.7%)
100-300人未満	235 (100.0%)	99 (42.1%)	86 (36.6%)	31 (13.2%)	15 (6.4%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (16.6%)
300-500人未満	48 (100.0%)	10 (20.8%)	14 (29.2%)	8 (16.7%)	10 (20.8%)	6 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	18 (100.0%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	5 (27.8%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	14 (100.0%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (21.4%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (5) 身体障害者の部位別雇用状況

## ① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 135 ( 132 )	人 342 ( 338 )	人 39 ( 39 )	人 1,448 ( 1,420 )	人 1,095 ( 1,084 )	人 3,059 ( 3,013 )

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

## ② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40～ 100人未満	人 33 ( 30 )	人 54 ( 57 )	人 7 ( 10 )	人 308 ( 287 )	人 271 ( 249 )	人 673 ( 633 )
100～ 300人未満	人 37 ( 38 )	人 99 ( 101 )	人 9 ( 6 )	人 428 ( 429 )	人 296 ( 291 )	人 869 ( 865 )
300～ 500人未満	人 12 ( 9 )	人 38 ( 32 )	人 1 ( 1 )	人 142 ( 142 )	人 101 ( 102 )	人 294 ( 286 )
500～ 1,000人未満	人 19 ( 21 )	人 42 ( 38 )	人 4 ( 5 )	人 137 ( 149 )	人 101 ( 100 )	人 303 ( 313 )
1,000人以上	人 34 ( 34 )	人 109 ( 110 )	人 18 ( 17 )	人 433 ( 413 )	人 326 ( 342 )	人 920 ( 916 )

注 (5)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	1 ( 1 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	7 ( 8 )	4 ( 3 )	13 ( 13 )
建設業	1 ( 2 )	9 ( 7 )	2 ( 2 )	43 ( 47 )	37 ( 31 )	92 ( 89 )
製造業	24 ( 25 )	147 ( 143 )	8 ( 9 )	420 ( 419 )	299 ( 313 )	898 ( 909 )
情報通信業	1 ( 1 )	3 ( 4 )	0 ( 0 )	9 ( 12 )	11 ( 10 )	24 ( 27 )
運輸業、郵便業	10 ( 9 )	25 ( 21 )	7 ( 7 )	152 ( 149 )	142 ( 127 )	336 ( 313 )
卸売業、小売業	11 ( 11 )	26 ( 30 )	3 ( 2 )	120 ( 125 )	127 ( 121 )	287 ( 289 )
金融業、保険業	4 ( 4 )	18 ( 18 )	3 ( 3 )	36 ( 36 )	18 ( 17 )	79 ( 78 )
不動産業、物品賃貸業	2 ( 2 )	3 ( 2 )	0 ( 0 )	7 ( 6 )	4 ( 3 )	16 ( 13 )
学術研究、専門・技術サービス業	5 ( 4 )	12 ( 12 )	3 ( 3 )	56 ( 57 )	34 ( 37 )	110 ( 113 )
宿泊業、飲食サービス業	2 ( 1 )	2 ( 6 )	1 ( 0 )	16 ( 16 )	16 ( 17 )	37 ( 40 )
生活関連サービス業、娯楽業	1 ( 1 )	8 ( 7 )	1 ( 1 )	48 ( 50 )	39 ( 34 )	97 ( 93 )
教育、学習支援業	1 ( 1 )	2 ( 3 )	0 ( 0 )	21 ( 22 )	20 ( 21 )	44 ( 47 )
医療、福祉	56 ( 58 )	53 ( 52 )	7 ( 6 )	255 ( 240 )	152 ( 150 )	523 ( 506 )
複合サービス事業	1 ( 1 )	6 ( 6 )	0 ( 0 )	21 ( 24 )	22 ( 25 )	50 ( 56 )
サービス業	15 ( 11 )	27 ( 26 )	4 ( 6 )	236 ( 208 )	170 ( 175 )	452 ( 426 )
その他	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )

注 (5)①の表と同じ。

## 2 公的機関(市町村機関)における在職状況(法定雇用率2.8%)

## ①概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注3)	E.重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	F.計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)				
機関 46 (48)	人 27,580.5 (25,383.0)	人 143 (132)	人 47 (47)	人 417 (387)	人 42 (41)	人 12.0 (5.0)	人 777.0 (721.0)	人 93.0 (83.5)	% 2.82 (2.84)	機関 35 (37)	% 76.1 (77.1)

## ②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g.うち新規雇用分(注5)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分(注5)
計	人 777.0 (721.0)	人 133 (123)	人 24 (26)	人 208 (203)	人 36 (36)	人 3 (3)	人 517.5 (494.5)	人 41 (38.5)	人 10 (9)	人 1 (1)	人 72 (70)	人 6 (5)	人 0 (0)	人 96.0 (91.5)	人 10.5 (11.0)	人 137 (114)	人 22 (20)	人 9 (2)	人 163.5 (135.0)	人 41.5 (34.0)

## 〔①表の注〕

- 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たリダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たリ0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は令和6年6月1日現在の数値である。

## 〔②表の注〕

- 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たリダブルカウントしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たリ0.5カウントとしている。
- 4 ②③④c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④e欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。

※実人数

計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
	視力障害	視野障害	聴覚	平衡機能		上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
404 (391)	10 (10)	8 (8)	19 (20)	0 (0)	1 (2)	56 (55)	110 (111)	44 (43)	12 (10)	9 (8)	81 (80)	33 (25)	0 (1)	19 (15)	0 (0)	1 (2)	1 (1)

## 3 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.8%)

【詳細表 (7)】

## (1) 各市町村機関の障害者在職状況

●市

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
岐阜市	人 4,821.0	人 142.5	% 2.96	人 0.0	(注4)①地方特例
大垣市	3,146.0	89.5	2.84	0.0	(注4)②地方特例
高山市	1,026.0	32.0	3.12	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	1,052.5	25.5	2.42	3.5	(注4)④地方特例
関市	929.5	26.5	2.85	0.0	(注4)⑤地方特例
中津川市	1,622.5	37.5	2.31	7.5	(注4)⑥地方特例
美濃市	463.5	10.0	2.16	2.0	(注4)⑦地方特例
瑞浪市	514.0	17.0	3.31	0.0	(注4)⑧地方特例
羽島市	840.0	24.0	2.86	0.0	(注4)⑨地方特例
恵那市	825.5	24.0	2.91	0.0	(注4)⑩地方特例
美濃加茂市	591.0	11.5	1.95	4.5	(注4)⑪地方特例／※
土岐市	793.0	20.0	2.52	2.0	(注4)⑫地方特例
各務原市	1,314.0	43.0	3.27	0.0	(注4)⑬地方特例
可児市	880.5	25.0	2.84	0.0	(注4)⑭地方特例
山県市	389.5	11.0	2.82	0.0	(注4)⑮地方特例
瑞穂市	576.5	19.0	3.30	0.0	(注4)⑯地方特例
飛騨市	602.5	17.5	2.90	0.0	(注4)⑰地方特例
本巣市	534.5	16.0	2.99	0.0	(注4)⑱地方特例
郡上市	1,173.5	34.0	2.90	0.0	(注4)⑲地方特例
下呂市	713.5	20.0	2.80	0.0	(注4)⑳地方特例
海津市	428.5	12.5	2.92	0.0	(注4)㉑地方特例
計	23,237.5	658.0	2.83	19.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
岐南町	人 198.5	人 5.0	% 2.52	人 0.0	
笠松町	160.0	4.0	2.50	0.0	
養老町	262.5	6.0	2.29	1.0	※
垂井町	360.0	10.0	2.78	0.0	(注4)㉒地方特例
関ヶ原町	164.0	5.0	3.05	0.0	
神戸町	243.5	5.0	2.05	1.0	(注4)㉓地方特例
輪之内町	151.0	3.0	1.99	1.0	※
安八町	231.5	6.5	2.81	0.0	(注4)㉔地方特例
揖斐川町	395.0	11.0	2.78	0.0	(注4)㉕地方特例
大野町	193.0	4.0	2.07	1.0	(注4)㉖地方特例／※
池田町	217.5	7.0	3.22	0.0	
北方町	228.5	7.0	3.06	0.0	(注4)㉗地方特例
坂祝町	61.5	2.0	3.25	0.0	
富加町	138.0	2.0	1.45	1.0	(注4)㉘地方特例
川辺町	183.5	4.5	2.45	0.5	(注4)㉙地方特例
七宗町	112.0	3.0	2.68	0.0	(注4)㉚地方特例
八百津町	224.0	6.5	2.90	0.0	(注4)㉛地方特例
白川町	93.5	3.0	3.21	0.0	(注4)㉜地方特例
東白川村	109.0	4.0	3.67	0.0	
御嵩町	203.5	7.0	3.44	0.0	
計	3,930.0	105.5	2.68	5.5	

市町村計	人 27,167.5	人 763.5	% 2.81	人 25.0	
------	---------------	------------	-----------	-----------	--

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
養老町教育委員会	人 87.5	人 3.5	% 4.00	人 0.0	
池田町教育委員会	人 68.0	人 1.0	% 1.47	人 0.0	
坂祝町教育委員会	人 53.5	人 3.0	% 5.61	人 0.0	
御嵩町教育委員会	人 44.0	人 1.0	% 2.27	人 0.0	
計	人 253.0	人 8.5	% 3.36	人 0.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
もとす広域連合	人 160.0	人 5.0	% 3.13	人 0.0	

市町村機関等 総 計	人 27,580.5	人 777.0	% 2.82	人 25.0	
---------------	---------------	------------	-----------	-----------	--

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(週所定労働時間が20時間以上、30時間未満)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和6年4月より、特定短時間勤務職員(週所定労働時間が10時間以上、20時間未満)の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については1人を0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。

地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会、岐阜市民病院をいう。  
②～⑩の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

※ 公表日時点において不足数が解消されている機関。

【詳細表 (8)】

(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	人 1,311.5	人 33.5	% 2.55	人 2.5	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化 ※
地方独立行政法人岐阜県多治見病院	1,002.0	18.0	1.80	10.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化 ※
地方独立行政法人岐阜県立下呂病院	291.0	7.0	2.41	1.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化 ※
計	2,604.5	58.5	2.25	13.5	

(3) 公立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
公立大学法人岐阜県立看護大学	人 68.5	人 0.0	% 0.00	人 1.0	※
岐阜市公立大学法人	90.5	3.0	3.31	0.0	令和7年4月1日 岐阜市から公立大学法人化
計	159.0	3.0	1.89	1.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(週所定労働時間が20時間以上、30時間未満)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和6年4月より、特定短時間勤務職員(週所定労働時間が10時間以上、20時間未満)の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については1人を0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

※ 公表日時点不足が解消している機関